

神戸薬科大学生活協同組合

ミール定期券利用細則

本細則は、「大学生協アプリ（公式）利用規約」の細則として神戸薬科大学生活協同組合が提供する「ミールシステム（定期券）（通称：ミール定期券）」について定めます。

（ミール定期券の定義）

第1条 神戸薬科大学生活協同組合（以下「生協」という）の組合員は、生協が指定した方法で申し込み、支払手続きをすることによって、生協が指定する日からミール定期券を利用できることとし、利用組合員を「ミール定期券利用組合員」といいます。

2 ミール定期券利用組合員は、生協が指定した利用期間、かつ生協が指定した食堂などの店舗（以下「指定食堂等」という）、かつ指定した1日当たりの利用限度額の範囲内で、生協が指定した営業日・営業時間、または決められた回数で、生協の指定する食事などのサービス・商品（以下、食事等という）を利用することができます。このような利用を電子マネー利用と区別してミール定期券利用といいます。ミール定期券利用組合員は自身が所有するスマートフォンに大学生協アプリ（公式）をインストールすることにより、ミール定期券を利用することができます。

3 ミール定期券を利用できる指定店舗については、別途定め、利用申し込み案内等で組合員に明示します。

4 1日あたりの利用金額の範囲を超えて利用した場合、不足している金額は生協電子マネーのベースマネー残高から優先して使用されます。

（ミール定期券の形態・利用ルール）

第2条 ミール定期券利用組合員は、ミール定期券利用期間に対応する生協が指定した金額（以下、ミール定期券代金）を、現金もしくは生協が指定する方法での払込をもって申し込みすることにより、生協が指定する日から、ミール定期券を利用できるものとします。

2 生協は、ミール定期券の設定形態、限度額などの運用ルールに関して、別途「告知事項」・「同意事項」を通知するものとします。

3 ミール定期券の利用はミール定期券利用組合員本人による利用の場合に限定し、他人への貸与による利用、もしくは他人に供与する目的での購入は出来ないこととします。

(ミール定期券利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等)

第3条 生協は、ミール定期券利用の期間や1日あたりの利用限度額及びミール定期券で利用できる食事等の商品の範囲を定め、これを組合員に通知するものとします。

2 ミール定期券申し込みにかかる入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

(ミール定期券が利用できない場合)

第4条 組合員は、第2条に定める事項以外に加え、次の場合にはミール定期券が利用できないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ① 生協から脱退し、生協の組合員でなくなった場合
- ② ミール定期券で利用できる食事等商品以外の商品購入の場合
- ③ ミール定期券利用期間・1日あたり利用金額を越えて利用する場合
- ④ スマートフォンの紛失、汚損・盗難等により、アプリの利用・決済を一時停止としている場合
- ⑤ 指定食堂等の端末機が停電、故障等のやむを得ない事情により利用できない場合
- ⑥ 本利用細則から著しく逸脱した行為を行い、利用を一時的に停止されている場合
- ⑦ 不可抗力(天災、暴動、流行病、政府・自治体および大学の命令)などのやむを得ない事情により計画外に食堂店舗を閉店した場合
- ⑧ その他組合員の事情により、スマートフォンを所持していない場合

(届出事項の変更)

第5条 ミール定期券利用組合員は申し込み時に届け出た登録情報に変更が生じた場合、生協に対し所定の届出を遅滞なく行うものとします。

2 前項の届出を怠った場合に生じる一切の損害はミール定期券利用組合員が負担するものとします。

(ミール定期券の利用停止)

第6条 ミール定期券利用組合員は、次のいずれかに該当した場合、その期間を問わず生協が当該組合員のミール定期券の利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。

- ① ミール定期券利用組合員が、組合員資格を失った場合
- ② 申し込み時や届出変更時に、虚偽の申告を行った場合
- ③ 本細則ならびに別に設ける「大学生協アプリ(公式)利用規約」に違反した場合

- ④ ミール定期券利用組合員が自身のミール定期券を第三者と貸し借りした場合
- ⑤ ミール定期券利用組合員が自身のミール定期券を使って第三者へおごり行為をした場合
- ⑥ 生協が設ける期限までに、ミール定期券購入代金を支払わなかった場合

(ミール定期券利用時の返品および返金)

第7条 ミール定期券で購入した食事等の商品についての返品、返金は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合の他は受け付けません。

2 第6条の場合において、利用可能額を生協に返還請求することはできないものとします。

(ミール定期券期間中の解約および返金)

第8条 ミール定期券利用組合員が、ミール定期券利用期間中において解約する場合は、以下の定めによるものとします。

①中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由によって1ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合、もしくは生協が認めた場合においては、生協は、組合員からの事前もしくは事後1年間以内の生協所定の手続きによる申し出を受けて、未執行代金から解約違約金を引いた額を返金するものとします。ここでいう事後とは、大学への通学ができなくなった時、もしくは生協が認めた時を基準とします。未執行代金とは、ミール定期券購入代金から、すでに経過した食堂営業日数に1日当たりの利用限度額を乗じた額を引いた残額とします。

解約違約金は、未執行代金の10%(下限3,300円)とします。

② 第8条①による解約の場合も、ミール定期券利用累計額がミール定期券購入代金を超えた場合、返金はしないこととします。

③ 第8条①の理由以外による中途解約の場合は、第8条①の未執行代金から30%の金額を解約違約金として差し引いた金額を返金するものとします。ただし、返金額が30%に満たない場合は返金はありません。

④ 返金は、ミール定期券利用組合員が親権に服する子である場合は、親権者の了解を事前にとることを条件とします。返金は原則として保護者の銀行口座等に振り込むこととし、必要な振込手数料等は申込者の負担とします。また、振込による返金ではなく、ベースマネー(大学生協電子マネー)の残高に振替する場合があります。

(利用履歴の提供)

第9条 生協は、ミール定期券の利用履歴(以下、利用履歴という)の一部をミール定期券利用組合員もしくはミール定期券利用組合員の親権者に提供します。

2 利用履歴とは、利用商品、利用の金額、入金額、電子マネー残高・ポイント付与履歴等を指します。

3 利用商品とは生協の店舗、食堂等においてPOSレジで精算された商品であり、その利用商品名はPOSレジに登録されているデータを指します。ただし、POSレジに当該商品のデータが登録されていない場合があることを利用者は予め承諾するものとします。

4 利用履歴は、生協が指定する電子媒体（生協のWebサイト「univcoopマイポータル」）によって提供し、その利用は、組合員が申し込みすることで提供されます。

5 組合員は、利用履歴を親権者に提供することについて、あらかじめ承諾したものとします。

6 生協は提供した利用履歴の不備などにより、組合員及び親権者に不利益が生じた場合であってもその損害を補償しません。

（利用履歴提供の終了・中止・変更）

第10条 生協は、組合員に告知を行うことで、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することがあり、利用者は予め承諾したものとします。

2 前項により組合員に損害が生じた場合でも、生協は一切の責任を負いません。

3 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。

- ① コンピュータシステムの保守点検
- ② システムの切り替えによる設備更新
- ③ 天災、災害による装置の故障
- ④ その他予期しない障害の発生

（期間満了時の残高の取扱い）

第11条 原則として、契約期間満了時にミールプラン購入金額から期間中の利用金額を引いた時、差額がプラスの場合でも返金、払い戻しはありません。ただし、各期間のミールプラン募集の事前告知案内にて、契約期間満了時のミールプラン利用残高（「ミールプラン購入代金－ミールプラン利用金額」の事とする）の取扱いを設定している場合は、以下の条項を適用するものとします。

2 契約期間満了時のミールプラン利用残高がプラスの場合、所定の手数料（3,300円）を

差し引いた額を、指定月にミールユーザーの「ベースマネー」(大学生協電子マネー)に振替します。振替額が 0 およびマイナスになる場合は振替しません。[別表-1]

[別表-1]

期間満了時のミール定期券の返金方法

<計算方法> ミール定期券販売価格 - (ミール定期券利用総額+所定の手数料)

<払戻方法> 返金額をミールユーザーの「ベースマネー」(大学生協電子マネー)に返金

(改廃)

第12条 本規則の改廃は生協理事会が行い、組合員に通知します。

(施行)

第13条 本規則は 2026年11月1日から施行します。

制定・改定年月日

2026年 9月 14日 制定 *理事会議決日